

附属機関の設置に関する条例

昭和 2 9 年 4 月 1 日

福島県条例第 3 5 号

第 1 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定による
執行機関の附属機関の設置に関しては、法律若しくはこれに基く政令又は他の条
例に特別の定があるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

第 2 条 別表の中欄に掲げる機関は、上欄に掲げる執行機関の附属機関として設置
するものとし、その担任する事務は、それぞれ下欄に記載するとおりとする。

第 3 条 前条の附属機関の組織及び運営に関して必要な事項は、附属機関の属する
執行機関が定める。

附 則

この条例は、昭和 2 9 年 5 月 1 日から施行する。

別表（抜粋）

執行機関	附属機関	担任する事務
知事	福島県水産業振興審議会	水産業振興計画の樹立及び実施並びに水産業協同組合の整備強化に関する重要事項を調査審議する。